

民間海外植林地の現況



国際緑化推進センターの植林活動(4) コミュニティフォレスト

林 久晴

国際緑化センター(JIFPRO)が、企業・団体・個人の方々から寄せられた資金を原資として実施してきた植林プロジェクトの多くは地元住民が森林造成の計画段階から直接参加し、造成した森から得られる木材、果樹などは住民の利用に供される仕組みになっている。

この仕組みは、荒廃した広大な土地の森林への回 復スピードを上げるためには、住民に理解と協力の 下に植林に参加してもらうことが不可欠であり、そ のインセンティブとして、造成森林を住民の便益に 資する仕組みである。同時にこれは、概して貧困下 にある農山村地域の住民生活の向上、民生安定の林 業施策でもある。このような形態で行われる森林造 成は「コミュニティフォレスト」と称されている。

JIFPRO が 2011 年 12 月末までに東南アジア 4 カ国で植林した面積は、熱帯林造成事業、受託事業合わせて 39 プロジェクト、約 7,300 ha、このうち 8 割はコミュニティフォレストの形で行われている。

ここではベトナム及びミャンマーでのプロジェクトを紹介する。

1. ベトナム

ベトナムでは30年間に及ぶ戦争,戦後経済の復興資材としての開発などのために失われた500万haの森林の早期回復と,植林を通じて山間僻地や農山村地域に居住する少数民族の所得の向上,民生の安定を図るため,コミュニティフォレストの造成を進めている。

具体的には、森林に回復すべきとして区分された

国有地を、植林することを条件として住民に1世帯 当り1~30haの土地の使用権を与えるとともに、 植林から生まれる林産物の収穫利用権を認めるとい うものである。

JIFPROのコミュニティフォレストの事業実施では、植林地の選定は、国家植林計画の対象地の中から地域のおかれた自然的経済的な条件や、住民の意欲、地元関係機関の協力体制などを勘案なして決定される。また、植林に参加する世帯と面積などは当該地域の行政機関である県人民委員会が主体となって住民との合意形成を行っている。

苗木の養苗、植林、下刈等の保育作業は、林業局 の指導のもとで、全てプロジェクト参加住民によっ て実施される(写真1)。

植林地は、アカシアマンギュウムなどの成長の早いものでは6~8年で伐採収穫され、チップ・パルプ、薪などとして販売・利用され、住民はその収入の一部で必ず再植林することが義務づけられている。

これによってコミュニティフォレストは、住民の 手によって将来に亘って持続的に経営・管理される ことになり、JIFPROが実施している植林事業にお いても、日本の企業・団体・個人から寄付された資 金がこの持続的な林業の経営管理の基盤作りに貢献 している。

今,ベトナムでは高い経済成長が続いており、木材の需要が旺盛なこともあって、住民のコミュニティフォレストに対する関心と意欲は極めて大きいものがある。

Hisaharu Hayashi: JIFPRO's Forestation Activities (4) Community Forest in Vietnam and Myanmar 国際緑化推進センター 本欄に皆様の投稿を歓迎します。詳細は本誌 83 号 25 頁を参照ください。



写真 1 保育作業の休憩時にくつろぐ住民(ベトナム)

2. ミャンマー

ミャンマーは、2010年11月軍事政権から総選挙を経て二院制、大統領制を敷く共和制に移行して以降、驚くほどの猛烈なスピードで変貌を遂げつつあり、経済の中心都市ヤンゴンや新都市ニィピタウなどの都市部のみならず、JIFPROプロジェクトのサイトのマンダレー管区バガン行政区ニャンウー地区という、半乾燥地で砂漠化が進んだ貧しい農山村地域でも少なからず改革が進んでいる。

コミュニティフォレストは、永年の森林開発などによって、裸地化・草地化した土地を対象に、地域住民のための森林造成個所として区分された林地で実施されている。植栽面積、植栽樹種、参加村落、世帯数などは林業省林業局と地元住民の話し合いによって決定されている。

コミュニティフォレストの造成の合意形成がされると、林業局は、区域測量、苗木の配布、植林計画の策定、技術指導や住民教育などを行う(写真 2)。 プロジェクト参加住民は植林、保育作業の全てを行う。プロジェクトの期間は5年間でその後は住民の自主的な管理に委ねられる。

具体的には、参加する村が決定されると、住民は 世帯ごとにいくつかのグループに分けられ、グルー プごとに割り当てられた区域の植林を共同で行う。 ベトナムのように参加する個々の世帯ごとに使用権



写真 2 参加住民の植林技術等の研修 (ミャンマー)

が与えられるという事はない。

植林地が住民の管理に移行された後は、その村に 伐採収穫が認められるようになる。伐採は皆伐が禁 止され択伐方式によって行われるが、ミャンマーで も収穫跡地の再植林の義務が村に課せられており、 持続的な林業経営の確立が意図されている。

ここで植栽される樹種は、在来樹種(ビルマチーク、タガヤサン、インドセンダン等)とカマドレンシスユーカリが主体で、ユーカリは、成長がいいところでは植林後数年で収穫販売出来ることや、伐採後の萌芽更新力が強いことから住民の植林要望は高い。地元在来樹種は伐採できるようになるまでにかなりの時間を要するが、枝の切除などによって薪材の採取が可能となっている。

住民の自主管理に移行した後も林業局の手厚い技術指導や苗木の無償提供などが行われ、すでに農民に移管した JIFPRO のコミュニティフォレスト・プロジェクトはいずれも良好な管理が行われている。

また、住民は地元特産品として椰子砂糖からチャッカリと呼ばれる菓子を作っているが、これには大量の薪を必要とする。天然林からの燃材の採集が年々難しくなってきていることから、コミュニティフォレストに対する期待は、緑化による砂漠化防止や、水資源の涵養など地域環境の改善と相まってきわめて大きい。